



第2次沖縄市男女共同参画計画

ひと・きらめきプラン

(概要版)

『知花花織』 知花花織の経糸、緯糸の織りなす模様は21世紀の男・女が尊重しあう「共生社会」のイメージです。

平成25年3月

沖縄市

計画の目的

本市は、すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組んできました。戦後幾多もの歴史の変遷から外国人等の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担うこどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としています。

第2次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～は、このような沖縄市の地域特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会の実現を目的とします。

計画の位置づけ

第2次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～は、男女共同参画社会基本法第14条3項および沖縄市男女共同参画推進条例第10条に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」および沖縄県の「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」を勘案し策定するものです。

計画の期間

第2次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～の計画期間は、2013（平成25）年度から2022（平成34）年度までの10年間とします。ただし関連する法制度の改正や社会情勢等の変化等を勘案し、2017（平成29）年度をめどに中間見直しを行うものとします。

基本理念（沖縄市男女共同参画推進条例第3条）

- （1）男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- （2）男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- （3）男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- （4）家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- （5）男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

計画の具体的な取り組み

基本目標 1. 男女共同参画意識の確立

【めざすべき姿】

- 男女が、それぞれの性格や特性等の違いを認め合いながら、自然に支え合うことができる意識が育っています。
- 市民にジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）が浸透しています。

（１）男女共同参画意識の啓発

①効果的な広報・啓発の推進

- ア. 多様な媒体を活用した情報発信の充実
- イ. 地域との連携強化
- ウ. 行政における男女共同参画意識の高揚

②沖縄市男女共同参画推進条例の周知

- ア. 沖縄市男女共同参画推進条例の周知

（２）社会制度・慣習等の見直し

①ジェンダーの視点の普及啓発

- ア. ジェンダーの視点の普及啓発

②社会制度等が男女共同参画に及ぼす影響調査

- ア. 「男女共同参画影響調査」にもとづく情報提供

（３）男女の人権の尊重

①市民一人ひとりの人権意識の高揚

- ア. 人権に関する教育の充実

②人権に関する相談体制等の充実

- ア. 人権に関する相談体制の充実
- イ. 人権に関する各種制度等の周知と活用促進

③DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶

- ア. DV・性暴力の防止対策の充実
- イ. DV等の被害者の相談、支援体制の充実

（４）男性・こどもに向けた意識啓発

①男性に対する意識啓発の推進

- ア. 地域と連携した意識啓発の推進

②こどもに対する意識啓発の充実

- ア. 保育・教育の充実



基本目標 2. 家庭における男女共同参画の実現

【めざすべき姿】

- 家庭内に日々の会話があり、コミュニケーションがとれています。
- 家族全員が、それぞれの立場で家事や育児、介護等の役割を分担しています。
- 性別にとらわれず、一人ひとりのこどもの個性が伸びる家庭生活が営まれています。
- こどもは、家庭内の役割を与えられることにより、将来の自立に向けた生きる力を育んでいます。

（１）家庭における男女共同参画の推進

①家庭生活における男女共同参画意識の啓発

- ア. 家庭生活の役割分担に向けた講座等の開催
- イ. 家庭での男女共同参画を促す仕組みづくり

②男女がともに育児、介護を支える家庭環境の実現

- ア. 男女がともに育児を支える意識づくり
- イ. 男女がともに介護を支える意識づくり

（２）生活上の困難を有する市民への支援

①ひとり親家庭等に対する自立支援

- ア. 日常生活支援の充実
- イ. 経済的支援の推進
- ウ. ひとり親家庭への就労支援

基本目標3. 職場における男女共同参画の実現

【めざすべき姿】

- 性別にかかわらず、一人ひとりの意欲や能力に応じて働くことができ、能力で評価される環境が整っています。
- 男性も女性も必要に応じて、育児休業や介護休業等を利用しています。
- ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みが進み、男女が仕事と家庭生活ともに充実した生活を送っています。

(1) 多様な働き方に対する支援

①多様な働き方に対する支援

- ア. 学校におけるキャリア教育の充実
- イ. 再就職等に向けた支援

②起業家等に対する支援

- ア. 起業家等に対する支援

③相談対応の充実

- ア. 相談対応の充実

(2) 就労環境の改善に向けた支援

①ワーク・ライフ・バランスの推進

- ア. ワーク・ライフ・バランスの周知徹底
- イ. ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の開催

②男女雇用機会均等法等の周知徹底

- ア. 男女雇用機会均等法等の周知徹底

③研修および相談窓口等の活用促進

- ア. 研修等の活用促進
- イ. 相談窓口の周知

④セクシュアルハラスメント対策の充実

- ア. セクシュアルハラスメント対策の充実

(3) 農業、漁業における男女共同参画の推進

①家族経営協定等の普及啓発

- ア. 家族経営協定等の普及啓発



ベビーサイン



夫婦でヘルシークッキング



きらめきフェスタ



アクセス



基本目標4. 地域、社会全体における男女共同参画の実現

【めざすべき姿】

- 誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍しています。
- 審議会や委員会等の委員の男女構成比に、偏りがなくなっています。
- 男女を問わず、地域活動やまちづくり活動へ参加しています。

(1) 政策決定・方針決定への男女共同参画の推進

- ①審議会、委員会等への女性委員の登用
ア. 審議会、委員会等への女性委員の登用推進
- ②女性の管理職への登用
ア. 行政における女性管理職の登用促進
イ. 民間事業者等における女性管理職の登用促進

(2) 地域における男女共同参画の推進

- ①地域における男女共同参画推進の基盤づくり
ア. 男女共同参画を支える地域基盤の充実
イ. 地域との連携強化
- ②地域の活動における男女共同参画の推進
ア. 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
イ. 男女共同参画の視点に立った地域の活性化

(3) 男女の生涯を通じた健康づくり

- ①健康づくりへの支援
ア. 生涯を通じた健康づくりへの支援
イ. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発
- ②性教育等の充実
ア. 性教育の充実
イ. 健康を脅かす問題等についての対策
- ③自殺予防対策
ア. 自殺予防対策

(4) 保健福祉サービス等の充実

- ①保健福祉サービス等の充実
ア. 保健福祉サービス等の充実



コザインターナショナルプラザ

(5) 高齢者、障がい者、在住外国人等が安心して暮らせる環境整備

- ①誰もが安心して暮らせる環境整備
ア. 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
イ. 障がい者が安心して暮らせる環境の整備
ウ. 在住外国人が安心して暮らせる環境の整備
エ. セクシュアル・マイノリティの方への配慮

(6) 防災における男女共同参画の推進

- ①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立
ア. 地域防災計画への男女共同参画の視点の反映



沖縄市男女共同参画推進条例（平成 23 年 12 月）

本市では、こどもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、行政、市民、教育関係者、事業者等がみんなで協力し、一体となって取り組むための考え方などを条例としてまとめました。

市の取り組み（第 10 条～第 14 条）

男女共同参画計画の策定（第 10 条）

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

公表（第 11 条）

市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

調査研究（第 12 条）

市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

市民等の理解を深めるための措置（第 13 条）

市は、男女共同参画の推進に関して、市民、教育関係者及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供、交流及び活動の場の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

苦情及び相談の対応（第 14 条）

市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情及び相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

市、市民、教育関係者、事業者等の責務（第 4 条～第 7 条）

市の責務（第 4 条）

市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

市民の責務（第 5 条）

市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

教育関係者の責務（第 6 条）

教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

事業者等の責務（第 7 条）

事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。